

## 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 4 年 11 月 17 日

長野県産業労働部営業局長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和 4 年度長野県産食品沖縄向け共同物流構築事業業務

#### (2) 業務の目的

「沖縄国際物流ハブ」を活用し、長野県産食品の海外輸出や沖縄県での販路拡大を通じ、「信州ブランド」の発信や価値向上につなげるため、効率的な輸送方法を整理する。

#### (3) 業務内容

長野県産食品を沖縄県に運ぶ最適な輸送方法を構築するため、運輸業界を調査し、検討、整理する。また、その輸送方法を検証するための試験輸送を実施する。

#### (4) 仕様書案

別添仕様書（案）のとおりに

#### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 業務全体の実施体制
- イ 物流調査の方法
- ウ 輸送方法の検討及び整理
- エ 輸送方法の検証
- オ 事業実施に必要な経費

#### (6) 業務の実施場所

長野県他

#### (7) 履行期間

契約日から令和 5 年 3 月 24 日（金）まで

#### (8) 費用の上限額

820,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力

団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 長野県庁で行うプレゼンテーション及び業務遂行のための打合せに参加できること。
- (8) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### (1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

#### (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

#### (3) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要）

長野県産業労働部 営業局 担当 奥原 知幸

電話 026-235-7248（直通）

ファックス 026-235-7496

メール [eigyo@pref.nagano.lg.jp](mailto:eigyo@pref.nagano.lg.jp)

#### (4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和4年11月24日（木）

（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）

【(※) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

イ 提出先 3（3）に同じ。

ウ 提出方法 メール又は郵送とします。

参加申込書を提出した際は、到達したことを電話で3（3）の担当者に確認してください。

#### (5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

#### (6) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（3）ア）の3日前までに、書面により通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により営業局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

（ア）受付場所 3（3）に同じ。

（イ）受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（7）その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### 4 説明会

説明会は開催しません。

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

（1）受付場所 3（3）に同じ。

（2）受付期間 令和4年11月29日（火）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

（3）受付方法 業務等質問書（様式第6号）はメール等により提出するものとします。提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（送付先等は3（3）を参照。）

（4）回答方法 令和4年12月1日（木）までに長野県公式ホームページに随時掲載します。

#### 6 企画提案書の作成・提出

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式第8号）

企画書（様式第8号の附表）は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。

イ 経費見積書（様式第8号の附表2）

経費の合計額は、1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

ウ 会社概要又はパンフレット（写し可）

（2）企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（3）に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

ウ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。

（3）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和4年12月5日（月）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）

イ 提出先 3（3）に同じ。

ウ 提出部数 7部（正本1部、コピー6部）

エ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。ただし、郵送の場合は提出期限までに営業局に到達したもの、メールによる場合は提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（3）の担当者に確認してください。

（4）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

【評価基準】

審査項目	審査内容	配点
業務運営体制	業務運営に必要な人員配置と業務管理の体制が適切であるか。	15
スケジュール・実現可能性	全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、確実な実施が可能であるか。	15
業務実施内容	物流調査は、輸送方法の検討及び整理に必要な調査項目を明確にした上で実施されるか。	20
	輸送方法の検討は、仕様書に定める内容での整理が期待できるか。	20
	検証のため実施する試験輸送は充実（共同輸送の回数等）しているか。	20
経済性	事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられ、かつ県の予算の範囲内であるか。	10
合計		100

（5）企画提案の選定の方法

（ア）共通事項

① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

② プレゼンテーションの実施日

令和4年12月9日（金）

※時間及び場所については参加者に個別に連絡します。

（イ）1次審査

① 5者以上の提出があった場合は、1次審査（書面審査）を実施します。企画提案書の提出が5者以下の場合は、1次審査は実施しません。

② 審査は、提案書及び添付書類について審査します。

③ 審査は、6（4）の評価基準に基づき採点を行い、合計点の上位5者を選定します。

（ウ）2次審査

① 1次審査で選定された者に対して、2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、委託契約候補者1名を選定します。

② 審査は、6（4）の評価基準に基づき採点します。

③ 各評価項目について、「優秀」、「やや優秀」、「普通」、「やや劣る」、「劣る」の5段階評価を行い、各評価項目の配点に対して、それぞれ以下の値を掛けて評価点を算出します。

(優秀 1.0、やや優秀 0.8、普通 0.6、やや劣る 0.4、劣る 0.2)

- ④ 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中50点以下の場合は選定しません。

- ⑤ なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定します。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、営業局において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

ア 6(6)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により営業局に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(3)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 請書案

別添請書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により営業局長に対して提出するものとします。

- (2) 見積書が、8(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示し

た辞退届を提出してください。

- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、営業局において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 請書作成の要否

必要とします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口

3 (3) と同じ。

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。